

2015年(平成25年)7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に
利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の
省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成25年)6月24日付けで諮問(第753号)された
固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させ
ること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピ
ュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う
本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当で
ると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人
情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う
本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性
は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の建築物の耐震化促進にあたっては、建築指導課において「藤沢
市耐震改修促進計画(以下「本市促進計画」という。)」を平成20年に
策定し、これに基づき木造住宅の耐震診断・耐震改修工事、分譲マン
ションの耐震診断に対する補助制度を設け、耐震化が進められている状
況である。

平成25年11月25日に耐震改修促進法が改正され、平成27年3

月に神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）一部改定により，目標とする住宅耐震化率は平成27年度までに90%，平成32年度までに95%と定められている。

本市促進計画でも住宅耐震化率を平成27年度までに90%とする目標設定がされているが，本市の木造戸建て住宅の耐震化率72.5%（平成26年1月1日時点）という低い状況であり，この耐震化率を向上させることが最重要課題となっている。木造戸建て住宅の耐震化は，原則，所有者自らが行うことが基本と考えるが，行政としては個人住宅の倒壊による第三者への被害を未然に防ぎ，耐震化の必要性があることを家屋所有者に理解していただくことも必要と考えている。耐震化の必要性を強調して，広く市民に啓発周知されることで周辺市民からの所有者への直接的指摘や風評被害も想定されるため，旧耐震の木造戸建て住宅の所有者に対して，建築指導課において個別通知をするなどの直接に個別の対応が必要である。

加えて，本市促進計画改定時に，津波から逃れるための避難路（以下「津波避難路」という。）沿道建築物の耐震化を追加して盛り込むため，平成25年度には，津波避難路沿道にある旧耐震建築物の調査及び現計画に位置付けられた耐震化促進策として本市全域に広がる緊急輸送路・避難路沿道の旧耐震建築物の調査が，建築指導課において行われた。平成26年度には，平成25年度に調査した津波避難路に追加された津波避難路沿道の旧耐震建築物の調査が行われた。これらの調査には，資産税課で保有する固定資産家屋課税台帳，家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図が利用されている。

これらの情報を利用させることについては，藤沢市個人情報保護制度運営審議会平成25年8月8日付け答申第578号及び平成27年3月12日付け答申第721号において承認された経緯がある。なお，いずれの調査も委託により行われており，対象建築物の位置が判明しているが，所有者の住所氏名を含めていない。

緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道旧耐震建築物に対しても，建築物の倒壊により避難路を閉鎖してしまうなどの影響を軽減できるよう旧耐震の建築物所有者と直接に個別の対応をし，広報周知活動を充実していくことが必要である。

このため，本市の旧耐震の木造戸建て住宅の所有者及び昨年までに調査された緊急輸送路・避難路・津波避難路沿道旧耐震建築物の所有者に対し，直接に個別の対応を行うため，資産税課で保有する固定資産家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の個人情報を利用させることが必要である。

このことから、「個人情報を利用させること及び当該目的外に利用させることに伴う本人通知の省略」,並びに「コンピュータ処理」について本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外利用させる課 建築指導課

イ 目的外利用させる個人情報

表 - 1 , 表 - 2 のとおり。家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の各項目は電子情報。

表 - 1 木造戸建て住宅

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・棟番号 ・建築年月 ・家屋構造 ・工法 ・新增（新築・増築の別） ・階層（地上階・地下階） ・家屋種類 ・家屋用途 ・異動年月日（登記） ・家屋番号 ・賦課対象床面積合計 ・賦課対象床面積 1 階 ・賦課対象床面積 1 階以外

表 - 2 緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道建築物

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・異動年月日（登記） ・家屋番号

(3) 個人情報を目的外利用させることの必要性について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約 28,500 件である。個別通知をするなどの直接対応を行うための約 28,500 件の旧耐震建築物の情報を本人から収集するには、時間・労力・費用を莫大に費やし、事務の目的を達成することができないことから、それらに代わる手段と

して資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報を、目的外に利用させる必要がある。

(4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件にも及ぶため、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の本人通知は省略するが、市民へは、建築指導課において、「家屋課税台帳における家屋の状況用途などの個人情報を利用する。」旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。

また、建築指導課において個別通知を行う際には、通知すべき相手が多数であるため、数回にわけて通知することとなるが、個別通知時の本文に「家屋課税台帳における家屋の状況用途などの個人情報を利用して」旨の事後の周知を行う。

(5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

本業務のため利用させる個人情報は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する、市内全域にある建築物約28,500件であり、件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体及び紙媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

- ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること
- イ 本業務の目的以外には利用しないこと
- ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること
- エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めることとする。

(6) 引き渡しの方法について

ア 資産税課が提供するデータについては、IT推進課よりCSVデータで抽出し、安全対策が図られているIT推進課のネットワークドライブサーバーに保存する。

イ 建築指導課が使用するCSVデータの作業は、その都度、安全対策が図られているIT推進課のコンピュータ室で行い、保存する。個別通知をするなどの直接対応を行うためのデータについては、紙媒体に出力を行う。

ウ 紙媒体に出力されたもののIT推進課から建築指導課への受け渡しについては、受け渡し簿により双方で確認し、紛失しないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

エ 紙媒体に出力されたものの保存については、鍵のかかるキャビネットで管理する。

(7) 実施時期

2015年(平成27年)8月10日以降

(8) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、今回必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件である、としている。

また、個別通知をするなどの直接対応を行うための約28,500件の旧耐震建築物の情報を本人から収集するには、時間・労力・費用を莫大に費やし、事務の目的を達成することができないことから、それらに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報を、目的外に利用させる必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件にも及ぶため、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の本人通知は省略するが、市民へは、建築指導課において、「家屋課税台帳における家屋の状況用途などの個人情報を利用する。」旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する、としている

また、建築指導課において個別通知を行う際には、通知すべき相手が多数であるため、数回にわけて通知することとなるが、個別通知時の本文に「家屋課税台帳における家屋の状況用途などの個人情報を利用している。」旨の事後の周知を行う、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関ではコンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本業務のため利用させる個人情報、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する、市内全域にある建築物約28,500件であり、件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

コンピュータ処理については、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体及び紙媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めることとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上